

令和4年度保育料算定の軽減措置に該当するケース(2号・3号)

【多子軽減】

- ① 小学校就学前の範囲で最年長の子どもから2人目は、保育料区分表に当てはまる金額の半額、3人目以降は無料になります。
- ② 3歳未満児で第3子以降の子は、他の子が小学校就学前の範囲にない年齢でも保育料が無料になります。
- ③ 世帯の市民税の所得割額が、57,700円未満である場合、年齢制限を撤廃し、最年長の子どもから2人目は、保育料区分表に当てはまる金額の半額、3人目以降は無料になります。
- ④ 3a階層から3d階層までの階層に該当する世帯は、それぞれの階層区分に対応する金額から1,000円を減じて1/4を乗じた額になります。(10円未満切り捨て)
- ⑤ 4a階層、4b階層および4c階層(負担額算定基準額が77,101円未満である場合)に該当する世帯は、それぞれの階層区分に対応する金額に1/4を乗じた額になります。(10円未満切り捨て)

【要保護世帯軽減】(ひとり親世帯等に該当する世帯)

- ① 保育料階層区分表の第2階層に該当する世帯は、保育料が無料になります。
- ② 3a階層から3d階層までの階層について
それぞれの階層区分に対応する金額から1,000円を引き、更に1/4の額(10円未満切り捨て)になります。(第2子以降は無料になっています)
- ③ 4a階層、4b階層並びに4c階層で負担額算定基準額が77,101円未満の場合、それぞれの階層区分に対応する金額に1/4を乗じた額(10円未満切り捨て)になります。(第2子以降は無料になります)

【非課税世帯の無償化】

- ① 市民税非課税世帯は保育料が無料になります。